

事 務 連 絡

令和5年4月28日

各地方運輸局等 保安環境ライン
ご担当者様

自動車局安全政策課

道路運送事業者の運転者に新型コロナウイルス感染が確認された場合の
報告に係る事務連絡の廃止について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることになりました。

これを踏まえ、令和4年9月7日付け事務連絡「道路運送事業者の運転者に新型コロナウイルス感染が確認された場合の報告について（見直し）」については、令和5年5月8日付けで廃止します。